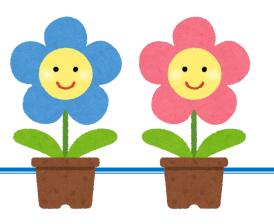
# 第1回 旭川市市民参加推進会議

# 市民参加とは?

~市民参加制度と旭川市における取組~

第10期旭川市市民参加推進会議

- 1 市民参加制度について
- 2 本市における市民参加の推進
- 3 第9期意見書の反映状況
- 4 第10期の取組予定



# 1 市民参加制度について

**市民参加** 行政活動に関し市民が自己の意思を反映させること を目的として意見を述べ、又は提案すること

### 市民参加の目的

市民の 考え・要望



市民の意思を的確に把握





市民参加



まちづくりに 反映

市

# 市民参加の対象

## 「旭川市市民参加推進条例」第6条で規定

- (1)計画の策定・変更 【例】旭川市立小・中学校適正配置計画の改訂
- (2)条例の制定・改正 【例】(仮称)旭川市スポーツ推進条例の制定
- (3)制度の見直し 【例】使用料・手数料の見直し
- (4) 大規模施設の設置 【例】清掃工場整備基本構想
- (5) **その他** 【例】夜間における初期救急医療体制の変更





# 市民参加の方法

### ■公募・コンペ

施策の形態や内容等を決めるため、特定のテーマについて広く アイディア等を募集する方法です。

## ■アンケート

施策の目的や内容に応じて,無作為または任意に 市民や世帯を選び出し,市民の意識を調査したり, 市民意思の傾向を把握する方法です。



## ■ワークショップ

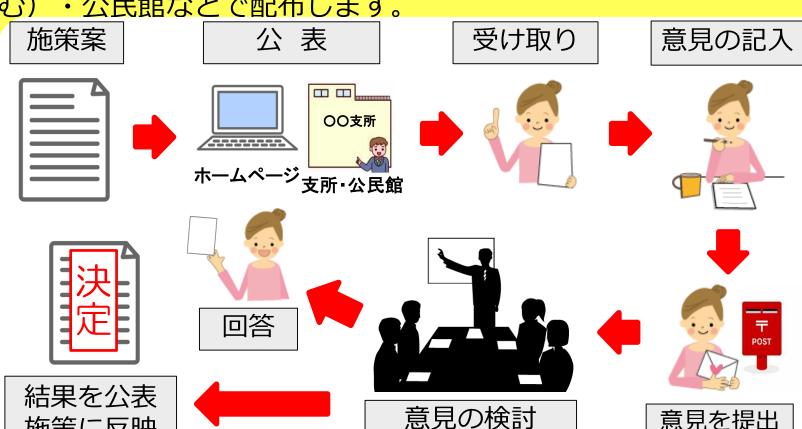
市民意見の方向性を見出すため、市民や専門家など参加者全員が対等な立場で自由に意見を出したり、グループ作業等を行いながら調査や研究を行う方法です。

# ■意見提出手続(パブリックコメント)

施策に反映

施策の趣旨・目的・内容・その他必要な事項を広く公表した上 で, これらに対する意見を募集する方法です。

関係資料はホームページに掲載する他、市政情報コーナー(総 合庁舎1階),各支所(出張所・東部まちづくりセンターを含 お)・公民館などで配布します。



### ■市民会議

施策や課題とされるテーマなどについて、広く市民の意見を直接聴くために会合を開催する方法です。

市民や関係者に参加を呼びかけ,意見交換しつつ取組の方向性 などについて討議を行い,「意見交換会」,「説明会」,「市民 フォーラム」など様々な名称で呼ばれます。



- ・施策等に関わりのある団体や機関等に参加 を呼びかけます。
- ・広報誌などで広く市民に参加を呼びかけます。



・市民と市, また市民同士が自由に議論や意見 交換を行います。

### ■委員会

定数と任期を定めた一定のメンバーで構成する機関に対し,施策 に対する意見を求めたり,グループ作業等を行いながら調査や研 究を行う方法で,「附属機関」や「懇談会等」がこれに当たります。

### 【委員の決定】



**委員を募集** (原則公募を含む)



機関に合った人材 を選考する



公募委員に 応募する



委員として意 見を述べる

### 【会議の公開】



会議開催をお知らせ (日時・場所・内容など)



開催結果を公表(会議録・資料)



会議を傍聴する

# 広聴制度

市民参加を求めない場合であっても,「市民の声」を市政に反映させていく「広聴制度」によって,随時,市民の皆さんの御意見や御提案,御要望をお聴きしています。

(広報広聴課広聴係担当)

- (1) 旭川未来創造ポスト
- (2) 旭川未来創造ポスト電子版
- (3) まちづくり対話集会
- (4) 旭川未来創造ポスト受付箱
- (5) 市民の声(陳情・要望など)受付
- (6) 旭川市民アンケート調査
- (7) 市政モニター制度





# 2 本市における市民参加の推進

旭川市市民参加推進条例(平成15年4月施行) 《協働を基本とした市民参加まちづくりを目指す》

- 市における<u>市民参加の取組を**統一的に実施**</u>
- 市民が市政に参加する権利を保障

旭川市市民参加推進会議(平成15年4月設置) 《市民参加に関する基本的事項の調査審議を行う》

- 市民参加の推進状況に対する総合的評価
- 市民参加の方法の研究及び改善

など

# 市民参加推進会議の審議の経過

期	審議内容	その他
第1期	<ul><li>・附属機関等の運営について</li><li>・条例の見直し</li><li>・市民参加の在り方</li></ul>	
第2期 第3期	市民参加の取組予定に対する 第三者意見の聴取 ※ <b>全施策</b> に対する検証	
第4期 ~ 第8期	市民参加の取組予定に対する 第三者意見の聴取 ※新規施策に対する検証 ※重点課題の審議	<ul><li>《第4期》</li><li>○「まちづくり基本条例」</li><li>制定と市民参加のあり方について</li><li>○パブリックコメントについて ~「手引書」作成</li></ul>

# 第9期の経過

時期	審議内容
1年目	令和元年度に実施した意見提出手続について, 取組方法や実施の効果について,個別の評価を 行った。

#### 評価結果を「評価書」としてまとめ、市に提出

→旭川市の意見提出手続の現状や課題を把握することができた。

2年目

課題解消に向け,更に一歩踏み込んだ取組として 意見提出手続事務の見直しを行った。

# 旭川市における現在の取組

### ■附属機関の委員の公募

附属機関や懇談会等の委員は,原則として公募委員を含みます。 ※高度な専門性を有するなどの公募に適さない機関は除く

### ■附属機関の会議の公開

附属機関や懇談会等の会議は原則公開で実施しています。 また,公開の会議は誰でも傍聴でき,会議の結果は公表します。

## **■意見提出手続(パブリックコメント)**

市の基本的な施策の形成過程においては,施策の趣旨や目的, 内容などを公表し,これに対する意見や提案を頂いています。 提出いただいた意見は,市の考え方と併せて後日公表します。

## ■市民参加推進会議(年5回程度)

公募員を含む12人程度の市民で構成し,本市における市民参加 を推進するための方策などについて,評価検証や審議を行います。

### ■市民参加推進会議への実施状況報告

市が前年度に取り組んだ市民参加の実施状況について,市民参加推進会議に報告しています。

《意見提出手続/附属機関の委員の公募・会議の公開・結果の公表》

### ■市民参加の取組結果に対する事後評価

前年度に取り組んだ市民参加について,担当課による事後(自己)評価を行っており,集約した評価結果は庁内に公表し,それぞれの職場で今後の取組の参考とします。

### ■職員研修の実施

職員向けの市民参加研修を年2回実施しています。



### ■市民参加情報の発信

意見提出手続や附属機関の委員の公募など,市民参加に関する情報をホームページ等で公表しています。

- (1) 附属機関等の公募委員の募集
- (2) 附属機関等の会議開催のお知らせ
- (3) 附属機関等の会議録一覧 過去2年度分を開催日順に掲載
- (4) 旭川市の附属機関等一覧 各機関の概要についても個別のページで紹介
- (5) 意見提出手続
- (6) 旭川市市民参加推進条例
- (7) 市民参加の取組予定 今年度の市民参加の取組予定を毎年5月に公表



# 3 第9期意見書の反映状況

○意見提出手続(パブリックコメント)制度運用マニュアルの改定

※令和4年度中にマニュアル改定を実施する予定。



#### (1) 市民参加の取組

意見	意見に対する取組(●継続◎新規)
市民に意見を求める際には,市としてどのような意見が欲しいのか整理する必要がある。	◎市民が「意見書」に意見を述べる際の具体的な記載例をマニュアルに提示する。
意見を言うためには,内容を 知っていることが大前提である。	◎意見提出手続の実施に合わせた説明会の開催や,出前講座を行うなど施策の内容を知ってもらう規定をマニュアルに盛り込む。

### (2) PR

#### 意見に対する取組(●継続◎新規) 意見 ・配布資料の難易度が高い。ど ◎主に対象となる層の市民の理解度 れも難し過ぎて, しかも量が多 に応じた用語の使用や解説内容に なっている必要性をマニュアルに規 し 定する。 ・意見を出すためには,対象に ◎広く市民に周知することに加えて, 対して興味を持たせる必要があ 内容に精通する関係団体等に対して あるが, どうすればよいか。 積極的に意見提出を働きかけること をマニュアルに盛り込む。

### (3) 意見提出手続(パブリックコメント)

- ・市民参加においては,構想段階での意見聴取に意味があると考えるが,意見提出手続の中には,構想段階での実施が難しいものもあるのが現状である。
- ◎意見提出手続の中には性質上,構想段階での実施が難しいものもあり,意見提出手続が必須の施策においては,構想段階で何らかの市民参加を経ることを手順としてマニュアルに盛り込む。

#### 意見

#### 意見に対する取組(●継続◎新規)

- ・匿名意見 条例や施行規則では,氏名・住 所など意見提出の際に明らかに すべき事項が規定されおり,匿 名意見は単なる誹謗中傷になり かねない。
- ◎匿名意見・無関係意見・賛否のみの意見いずれも、「意見提出手続における意見」として扱わず、回答・公表・計上のいずれからも除外することをマニュアルに規定する。
- ・無関係意見 無関係とする線引きの範囲を 決めた上で,「意見提出手続の 意見」からは除外する。
- ◎除外された意見のうち市政に対する意見と認められるものは,「自発的な市民参加」があったものとして,個別回答及び施策への反映の検討が必要。
- ・賛否のみの意見 単に賛成・反対のみを述べた 意見を指す。多数決の論理を厳 格に排除する観点からも, 賛否 のみの意見は厳密に除外する必 要がある。
- ●当然ながら、なぜ賛成(反対)と 考えるのか、その理由や根拠を付し た意見については意見として扱う。

# 4 第10期の取組予定

## 第10期の進め方

1年目

#### ガイダンス

審議(評価)

課題の洗い出し

市民参加制度や 推進会議の取組 を把握

実際の取組に対する評価・検証を実施 (現状の把握) 評価・検証の中で見えてきた課題を抽出する

#### 2年目

#### 次期の検討

意見書作成

審議(重点課題)

今期での取組を 踏まえ,次期の 進め方を検討 2年間の審議で 出された意見を 集約し,市に提 出(提言)する 課題の中から特 に審議すべき事 項について,重 点的に検討する

### 1年目

第1回O正副会長の選出<br/>O会議の運営について<br/>Oガイダンス



第2回

OR3年度の市民参加の実施状況【報告】

・パブコメ,委員公募,会議の公開



第2回~ 第5回

OR3年度に実施した委員公募の個別評価

・第2回会議で実施した方法に基づき個別評価を行う

第5回

〇評価書の内容の検討・確認(事務局の案を基に最終 確認)

○2年目の取組の検討・確認

1年目 終了後

評価書の提出

### 2年目

〇2年目の進め方について 第6回 〇令和4年度の市民参加の実施状況【報告】 第6回~ 〇公募委員の充実と女性割合向上に向けた取組につい て〜具体的な取組を審議する 第9回 ○意見書の内容の検討・確認 〇第11期の進め方について 第10回 ・第10期での取組を踏まえ、次期の進め方を検討する 2年目 意見書の提出

終了後